

平成 28 年 10 月 4 日

総務省 情報流通行政局

ヤマト運輸株式会社

ゆうパケットやレターパック等に関する回答申請について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この度以下ゆうパケットやレターパック等の取扱いにつきまして回答を頂きたいと思っております。

1. 質問内容

- (1) ゆうパック等の荷物の運送（貨物運送サービス）は、郵政民営化に伴い、郵便法の規制対象から除外され、貨物運送関係法令の規制対象になっているにもかかわらず、なぜ、郵便法に基づいて設置されている郵便ポストを、ゆうパケットやゆうメール等の貨物運送サービスにおいても利用できる（郵便物以外の貨物についても郵便ポストでの引受けが可能とされている）のか。
- (2) 平成 28 年 7 月 28 日に日本郵便株式会社が業務区分別収支を発表したが、ここでは、貨物運送サービスにおいて貨物を郵便ポストで引き受けた際の引受けコストは、郵便業務における郵便物の引受けコストとどのように区別され、日本郵便株式会社法第 14 条各号のいずれに該当するものとして報告されているのか。
- (3) 日本郵便株式会社から個人向けに販売されるゆうパケットにおいては、内容物の確認などの事前の事務手続きが一切行われず郵便ポストでの引受けができるとされているが、貨物を郵便ポストに差し出せることで、利用者がゆうパケットで信書も送れると誤認するおそれがあり、その結果国民が郵便法違反の罪に問われる危険性が高まることについて、どのように考えているのか。
- (4) 郵便物であるレターパックやスマートレターについては、「信書と荷物を一緒に送れる」サービスとして推奨販売されている。しかしながら、内容物の主体が荷物であり、荷物に添付される信書が「添え状」に該当するような場合は（郵便法第 4 条第 3 項）、荷物が主体である以上、本来、貨物運送サービスにおいて取り扱われるべきであると考えますが、いかがか。
- (5) 郵便ポストは、本来、ユニバーサルサービスたる郵便事業を維持するために設置されたにもかかわらず、郵便以外の貨物運送サービスにおいても郵便ポストを利用できるとすることは、事実上、ユニバーサルサービスである郵便に対する優遇措置を郵便以外の貨物運送サービスにも及ぼすものであると考えますが、いかがか。

(6) 郵便ポストが貨物運送サービスにも利用されることにより、貨物として水濡れの可能性のある液体などが混在し、それにより信書が汚損されるなど、信書の送達において確保されるべき「信書の秘密」が脅かされるおそれも否定できないと考えるが、いかがか。

上記の質問に関するご回答を平成 28 年 10 月 11 日（火）迄に
書面にてご回答下さい。
何卒、宜しくお願い致します。

敬具